平成２１年（フ）第７３８号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目33番55―46号
債務者　村崎　香織
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１８２号
鹿児島県垂水市市木49番地13
債務者　坪内　　勉
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１８３号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目14番18号
債務者　東條　雅幸
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１８４号
鹿児島県鹿屋市川西町4410番地
債務者　藤山　雅和
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１８５号
鹿児島県志布志市志布志町志布志1929番地１　ミキハイツ206号
債務者　福永　和久
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８号
沖縄県石垣市字宮良358番地の５
債務者　前津さゆり
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第６０号
沖縄県八重山郡竹富町字黒島1490番地
債務者　竹越　改子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第２６４号
富山県滑川市上小泉389　レオパレス天の原105、住民票上の住所富山県魚津市新角川１丁目５番３号
債務者　澤田　リカ
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６６号
富山市上大久保2155番地１
債務者　大西　　寛
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７５号
富山市豊田町１丁目11番３―103号　シャンテＮＡＧＡＩ
債務者　茶圓　武志
1　決定年月日時　平成21年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７７号
富山市婦中町田島1023番地１　メイク・レジェンドＡ棟104号
債務者　石黒　周一
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７８号
富山市婦中町田島1023番地１　メイク・レジェンドＡ棟104号
債務者　石黒　浩子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８５号
富山市水橋狐塚122番地
債務者　中村めぐみ
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８６号
富山県中新川郡立山町利田1808番地の15
債務者　**藥**師山正則
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９２号
富山市赤田383番地１　メゾンＫ＆ＭⅡＢ棟107号
債務者　飯田　和枝
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０１号
富山市向新庄５丁目７番72号　シティハイツＮ１―207号、住民票上の住所富山市町村１丁目５番地　ベルビィトンＡ棟103号
債務者　髙木　宏輔
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０７号
富山市古寺495番地２　県営住宅１棟402号
債務者　土肥いづみ
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０４０号
大阪市浪速区大国１丁目12番21―205号
債務者　南垣内隆司
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部